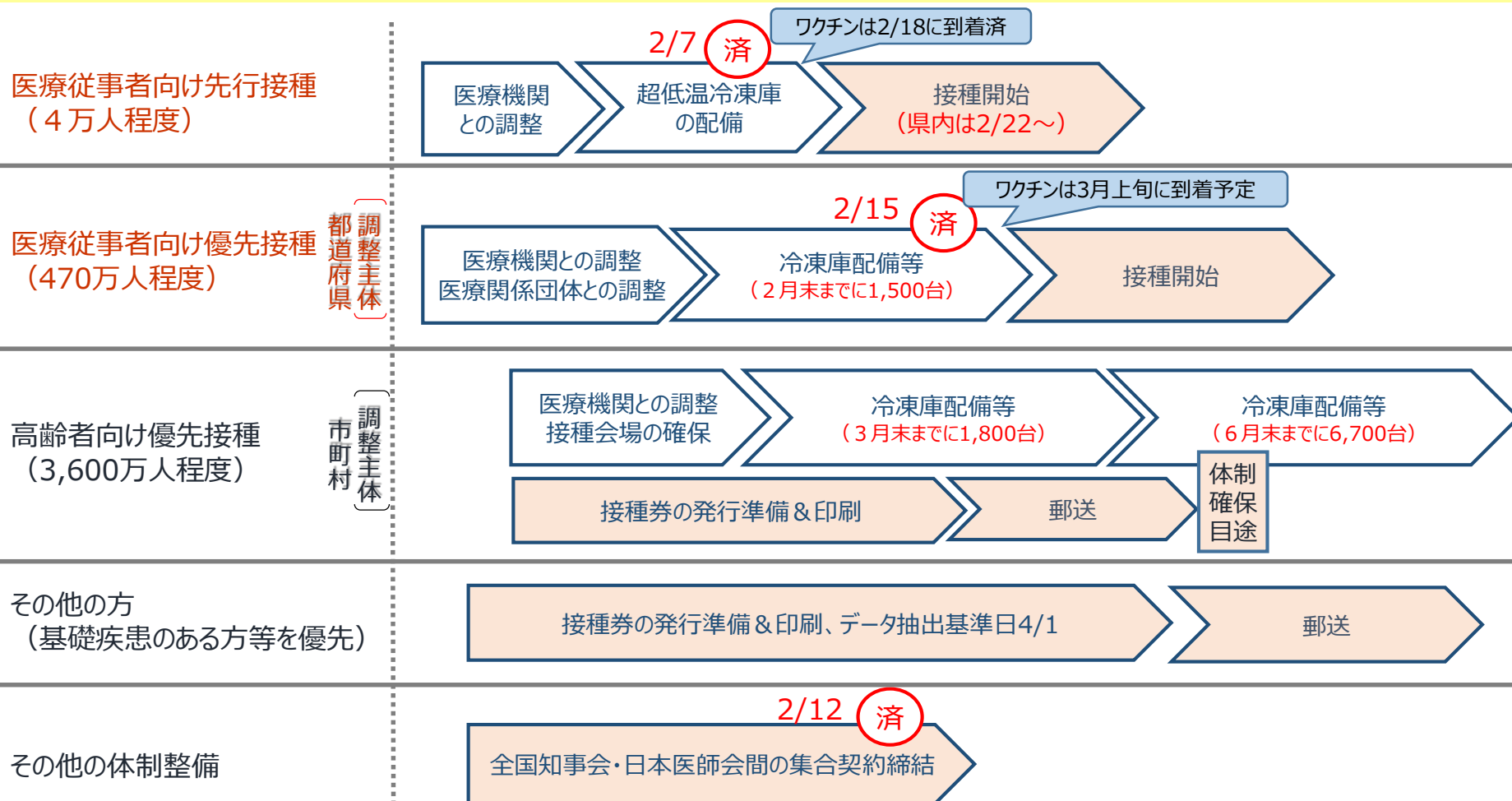


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第65回） 鳥取県新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム合同会議

- 日時：令和3年2月22日（月） 午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所、アドバイザー（鳥取大学 景山教授、千酌教授）
- 議題：
 - （1）新型コロナウイルスワクチン接種について
 - （2）新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正について
 - （3）その他

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、市町村と連携して、接種体制を整える。



注：優先順位は検討中の案に基づく

本県における医療従事者等優先接種の進め方

- 医療従事者等への新型コロナウイルスワクチン接種について、国から供給されるワクチンが一度に十分な分量が来ないことが想定されるため、本県では、新型コロナウイルス患者（疑い患者含む）との接触の可能性等を勘案して、以下のとおり**段階的に接種を進める**。

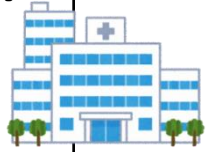
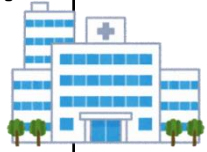






ワクチンは2/18に各病院に1箱ずつ到着済

3/1の週と3/8の週に本県には計6箱のワクチン割り当てられることから、**東部2、中部1、西部3**で割り当てる。（3週間後に同数が割り当て予定）

接種開始時期
(予定)

2/22

3月上旬

	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4	グループ5	
対象機関	先行接種対象医療機関 3病院 ・鳥取医療センター ・米子医療センター ・山陰労災病院 	感染症指定医療機関 4病院 ・県立中央病院 ・県立厚生病院 ・鳥取大学医学部附属病院 ・済生会境港総合病院 	コロナ患者受入れ協力機関 12病院 	その他の病院 23病院 	歯科診療所、薬局関係者  	自治体関係者等  
対象人数	1,733人	4,958人	4,376人	9,488人	4,366人	
累計人数	1,733人	6,691人	11,067人	20,555人	24,921人	
全体に占める割合	7%	27%	44%	82%	100%	

※ 接種開始時期についてはあくまで想定であり、国のワクチン供給スケジュールに左右されます。人数や割合についてもあくまで現時点の想定。3

医療従事者等の優先接種の全体像について

接種予定医療従事者等の総数(R3.2.17時点推計) : 24,921人

接種場所は最終調整中

所属機関	取りまとめ団体	接種場所	具体的な接種場所（圏域別）及び接種予定者数		
			東部	中部	西部
基幹病院（3病院）	各病院	自施設内	県立中央病院 1,331人	県立厚生病院 698人	鳥取大学医学部附属病院 2,523人
上記以外の病院 (40病院)	各病院	自施設内	圏域内の各病院 4,281人	圏域内の各病院 2,259人	圏域内の各病院 4,927人
診療所	各地区医師会	各地区医師会で定める場所	東部医師会急患診療所 東部医師会館 1,700人	県中部総合事務所 646人	西部医師会急患診療所 2,190人
歯科診療所	歯科医師会	県で定める場所	東部医師会館 (※1) 652人	県中部総合事務所 212人	米子コンベンションセンター (※2) 613人
薬局	薬剤師会		東部医師会館 446人	県中部総合事務所 236人	米子コンベンションセンター (※2) 493人
自治体職員等	県 (健康政策課)		健診センター (保健事業団) 652人	中部健康管理センター (保健事業団) 314人	米子コンベンションセンター 748人

※1 東部の歯科診療所の職員については、東部医師会館のほか、県立中央病院(399名)、鳥取市立病院(155名)に分けて実施。

※2 南部町・日南町・日野町に所在する歯科診療所及び薬局の職員については、それぞれ西伯病院、日南病院、日野病院で接種を行う。

医療従事者等への接種の具体例（県立中央病院の例）

- ファイザー社のワクチンは、標準的には20日の間隔をおいて2回接種することが必要であるため、できる限り1回目を接種した3週間後の同じ曜日に2回目を接種する必要がある。
- 例えば、県立中央病院では、以下のような方針で医療従事者等への接種を行う予定。

- ワクチンは3/1の週と、3/8の週にそれぞれ1箱（195バイアル＝1,170回分）ずつ配送される予定
- その3週間後にも同数のワクチンが配送され、**合計4箱（4,680回、2,340人分）**が到着予定
- 自施設職員の接種対象者は1,331人（2/17時点）
- 接種は**3/8から開始予定**
- ワクチン接種は医師2名で対応し、平日の午前（10:00～12:00）・午後（15:00～17:00）の計4時間で、1日あたり最大160名接種する見込み
- 1回目接種を3/8の週と、3/15の週で行い、2回目接種をそれぞれ3週間後に行い、**4/5の週には接種が終了する見込み**
- 接種会場は院内の多目的ホールを使用し、集団接種的な方法で行う
- ワクチンの余剰分は、今後の県内のワクチン供給状況を踏まえて、他施設へ分配するか、自施設以外の職員※等への接種を検討

※ 県立中央病院では、自施設職員以外に歯科医院関係者400名について院内で接種を行う。

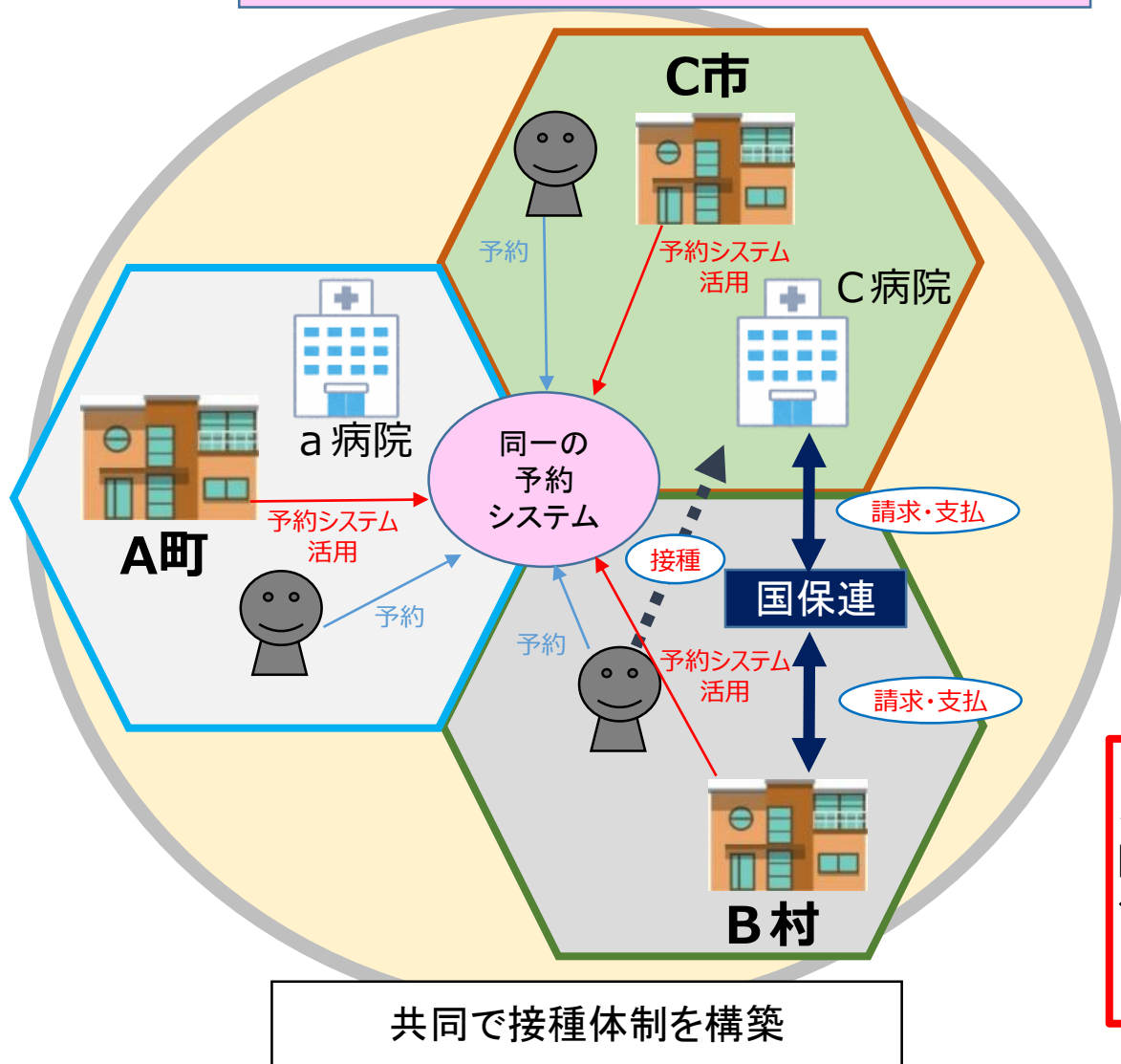
いずれもあくまで現時点の予定であり、今後変更あり



日	月	火	水	木	金	土
	3/1	2	3	4	5	6
ワクチン1箱目到着予定						
7	8	9	10	11	12	13
ワクチン2箱目到着予定						
自施設職員の接種（1回目）①						
14	15	16	17	18	19	20
自施設職員の接種（1回目）②						
21	22	23	24	25	26	27
ワクチン3箱目到着予定						
28	29	30	31	4/1	2	3
ワクチン4箱目到着予定						
自施設職員の接種（2回目）①						
4	5	6	7	8	9	10
自施設職員の接種（2回目）②						
11	12	13	14	15	16	17
（県内のワクチン供給状況を踏まえて…） 自施設以外の職員※・4月入職職員の接種						

複数市町村による共同接種体制の構築

・中部圏域で同一の予約システムを活用することによる予約の一元化に向け調整中



- 近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。
- この場合、住所地外接種のための申請は不要。
- 費用請求についても、医療機関が直接各自治体に請求することも可能。(同一市町村内接種と同様の取扱い)
- 医療機関の負担軽減を図るため、費用の請求・支払い事務を国保連を通じて行うことも調整中。

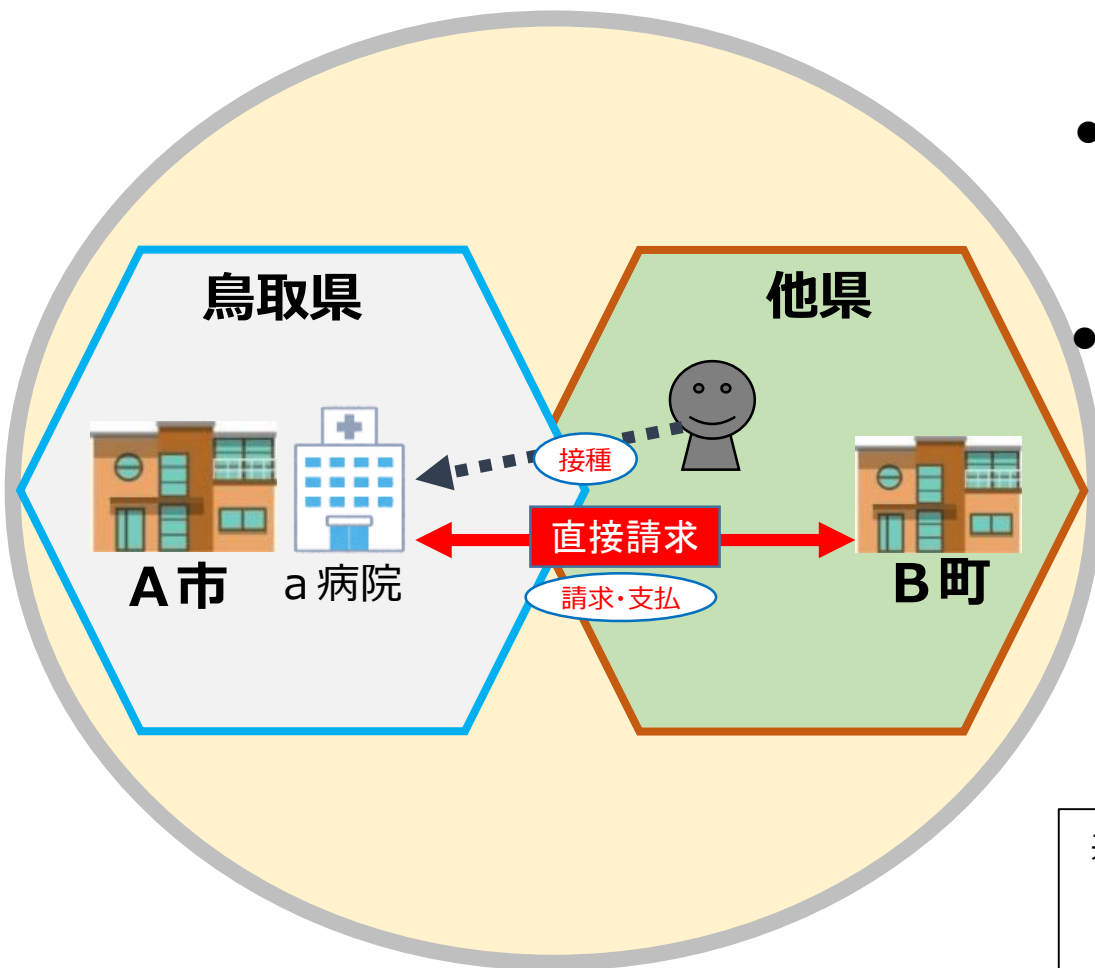
<その他県内の主な検討状況>

【西部圏域】

◆伯耆町の集団接種会場へ日野病院からの医師派遣

県域を越えた共同接種体制の構築

イメージ



共同で接種体制を構築

- 県域を越えても、近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。
- この場合、住所地外接種のための申請は不要。また、対象者は、やむを得ず住所地外で接種する者に限らず、勤務の実態に応じた接種など実態に合わせた幅広い者を含むことができる。
- 費用請求については、市町村内接種と同様に医療機関が直接各自治体に請求するが、地域での取り決めにより支払い事務を委託できる。

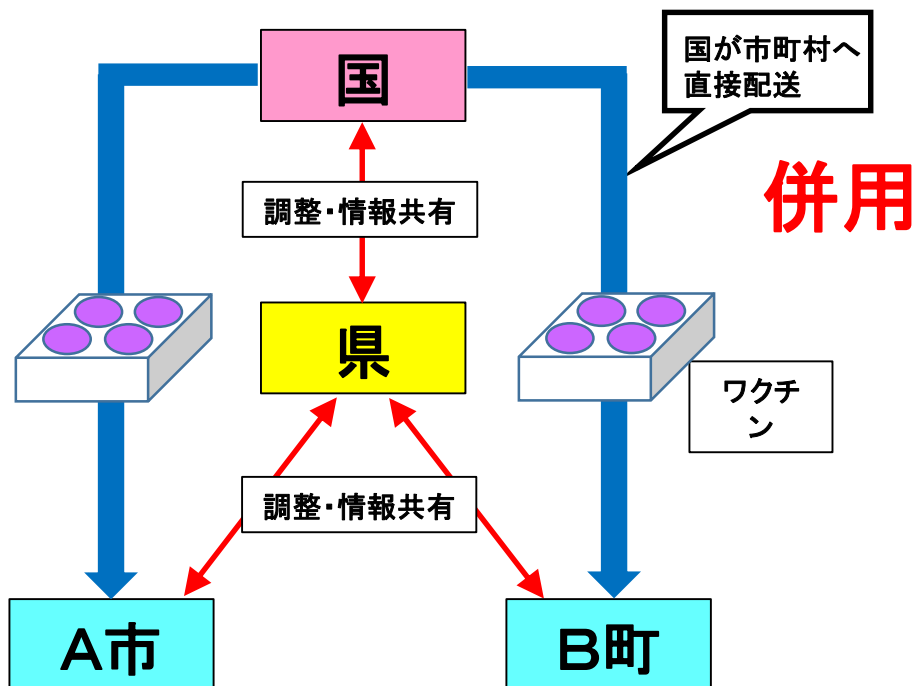
共同接種体制構築に当たり検討すべき事項

- ・ 県外者の接種に係る市町村の同意
- ・ ワクチン配分量の調整
- ・ 支払い事務の委託先

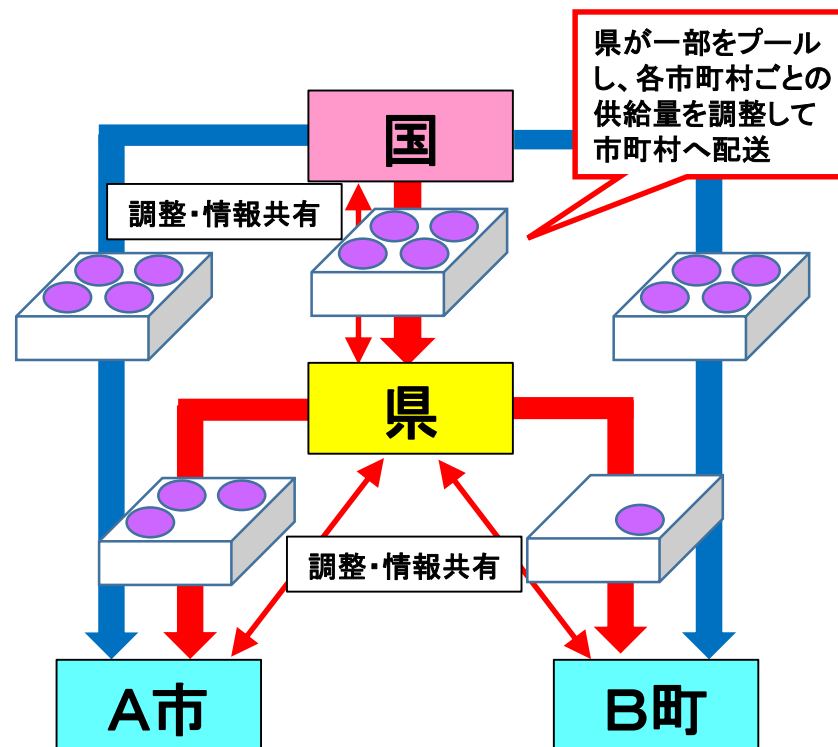
県によるワクチンの供給調整

新型コロナウイルスワクチンの住民向け接種において、国からのワクチンの供給量のうち一部について、県が一旦プールしておき、各市町村ごとの実施状況や必要量などに応じて供給調整を行い、県から市町村へワクチンを配送することを検討する。

< 国の想定する供給方式 >



< 鳥取県独自の供給方式 >



※ファイザー社のワクチンの場合、国からの最小供給単位は、1箱単位(195バイアル、約1,000~1,200回分(約500~600人分))

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画の改正について

【国の法改正に伴う改正】

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が令和3年2月3日に一部改正されたことに伴い、関連する事項について改正を行う。

- 積極的疫学調査の実効性担保として、感染症法において、都道府県知事の権限として新たに付与された命令、罰則について、その取扱いの方針等を記載。
- まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された場合の対応方針等について、新たに記載。
- 緊急事態宣言が発令された場合の実効性担保として都道府県知事の権限として新たに付与された命令や罰則について、その取扱いの方針等を記載。 等

【時点修正等による改正】

その他、時点修正等が必要な事項について、改正を行う。

- クラスタ発生時又はクラスタ発生のおそれがある場合はクラスタ対策条例に基づく対策を実施していきながら、感染の拡大を抑制していくことを明記。
- 鳥取県版新型コロナ警報の発令基準の時点修正や感染増大警戒情報の発令を明記、感染警戒地域の表を追加。
- ワクチン開発が進み、接種が見込める状況となったことから、「予防接種」の項を新設し、県の役割（ワクチンの配分調整、広域的な接種体制の構築、医療従事者の優先接種体制の構築等）や想定される接種順位等について新たに記載。
- 福祉施設で感染者が発生した場合の対応として、関係者全員にPCR検査等を行うことや高齢者施設感染発生即応チームを派遣することを新たに記載。 等⁹

第3波に対応した医療提供体制の強化

◆ コロナ患者受入病床の確保と救急医療等との両立

- ・一般の医療体制を維持しつつ、感染者数により受入医療機関・病床を機動的に増減
- ・2月8日、新たな入院協力医療機関がコロナ患者用病床を確保
- ・2月21日、救急患者対応充実のため、現時点確保病床のフェーズ3からの前倒し確保を29床解除

区分	～2月7日	2月8日～	2月22日～
最大確保病床	17医療機関 313床	<u>18医療機関 317床</u>	同左
現時点確保病床	[11/1] 170床 → [12/16] 196床 ⇒ [1/2] 224床 ⇒ [1/7] 242床	<u>15医療機関 247床</u>	<u>12医療機関 218床</u>

※コロナ感染を疑う精神疾患患者専用病床を1床確保(2月8日～)

◆ 身近な医療機関で診療を受けられる体制の充実

支援体制の拡充等により、発熱患者の外来診療を行う「診療・検査医療機関」が拡大

11月1日現在	2月22日現在
254医療機関(77%)	<u>306医療機関(91%)</u>

◆ 一日最大検査能力の拡充

診療所での抗原検査キットの普及のほか、病院、検査機関、衛生環境研究所の検査体制を強化

第2波までの計画	病院、民間検査機関への機器整備 診療・検査医療機関の拡大	衛生環境研究所、病院への機器整備 診療・検査医療機関の拡大	来年度も 病院に 追加整備 予定
2,800検体/日	4,800検体/日(R2/12/1現在)	<u>5,600検体/日(年度末見込み)</u>	

【県内208例目(鳥取市保健所管内77例目)】

1 概要

年代：50代、性別：女性、居住地：鳥取市、職業：

2 現在の症状：

3 経過（検体採取2日前の行動歴）

4 検体採取日から14日前までの国外、県外の移動歴：

5 現在の陽性者の状況：

6 濃厚接触者等の調査状況：

7 対応方針：